

スポーツ合宿開催支援事業補助金制度 (Q&A)

1	Q	補助金対象となる合宿参加者の範囲とは？
	A	スポーツ合宿に参加される選手・指導者が対象となります。 また、その他として帯同されるマネージャーや保護者も対象とします。
2	Q	県内宿泊施設とは？
	A	徳島県内の宿泊証明書が発行できるホテル、旅館、民宿、その他宿泊施設が対象となります。
3	Q	複数の団体が同一の目的で合同合宿を行う場合は、延べ宿泊数を合算することができるか？ (例：A大学●部10泊、B大学●部10泊で同一目的での合宿の場合、20泊以上の扱いになるのか？)
	A	合算できます。ただし、申請においてはいずれか1つの団体が代表で1件として申請してください。 なお、この場合もそれぞれの団体について、当該年度に申請があったものとみなします。 (例：A大学●部、B大学●部の合同合宿の場合→A大学●部1回、B大学●部1回とする。)
4	Q	申請書関係の申請者及び請求者とは？
	A	申請者及び請求者については、原則、次のとおり団体代表者でお願いします。 ・小・中・高校の部活動等；学校長 ・競技団体（協会・連盟）；会長 ・その他の団体；団体の責任者（監督など）
5	Q	競技力向上枠に該当することを証明する書類とは？
	A	新聞記事や表彰状の写し、大会公式HPに掲載されている大会結果などをご提出ください。 判断に迷う場合は、ご相談ください。